

財 関 第 5 9 2 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 諷 訪 園 健 司

関 税 法 基 本 通 達 等 の 一 部 改 正 に つ い て

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年7月1日（ただし、下記第1の2. 及び第3の2. から4. までについては、同年10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙3-1のように改める。

税関様式C第1000号-13

税関様式C第1000号-16

税関様式C第1000号-19

税関様式C第1000号-25

2. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙3-2のように改める。

税関様式C第5810号	税関様式C第5810号-1
税関様式C第5811号	税関様式C第5812号
税関様式C第5812号-1	税関様式C第5813号
税関様式C第5814号	税関様式C第5814号-1
税関様式C第5815号	税関様式C第5818号
税関様式C第5819号	税関様式C第5820号
税関様式C第5831号	税関様式C第5832号
税関様式C第5896号	税関様式C第5898号
税関様式C第5928号	税関様式C第5953号
税関様式C第5958号	税関様式C第7500号
税関様式C第7510号	

3. 税関様式C第5811号の次に別紙3-3、税関様式C第5813号の次に別紙3-4、税関様式C第5815号の次に別紙3-5、税関様式C第5928号の次に別紙3-6、税関様式C第5953号の次に別紙3-7を加える。

4. 別紙3-8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。